

第4章 主要な課題

本計画では、令和4年度における大綱の見直しや、統計分析や市民意識調査から明らかになった本市の現状、これまでの計画の推進状況から整理された成果及び課題を反映し、7つの主要な課題を設定します。

1 自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実

本市における自殺死亡者の多くが無職者であり、孤立しやすい層の自殺死亡率が高い傾向がみられます。また、自殺未遂は自殺の最大の危険因子であり、それを抱える自殺未遂者は他の自殺の危険因子が重なっている状態が多く、自殺に至る危険が高いと言えます。このことから、自殺の危険の高い人々や自殺未遂者及びその家族を対象とした対策の充実、特に、地域や関係する機関による連携支援が必要です。また、1人の自殺が、周囲にいた少なくとも5～10人の人たちに深刻な影響を与えられていると言われており、特に、遺族等の身近な人には極めて深刻な影響が及びことから、遺族等の自助グループの育成を図るとともに、そのニーズを踏まえた総合的な支援が必要です。ニーズを踏まえた総合的な支援を展開していくには、自身の経験を将来の自殺予防に役立てたいという遺族等の願いや、一つひとつの事例からの学びを大切にしながら、長期的な視点で実態分析と対策の両面から取り組むことが必要です。

2 ライフステージ別の対策の推進

ライフステージごとにそれぞれが抱える課題は異なってくるため、自殺対策を効果的に進めるためには、自殺予防プロセス図を参考に、ライフステージごとに対策を講じる必要があります。また、対策を進めていく中では、ライフステージごとに情報を得る方法や情報の捉え方が異なることもあるため、情報発信のあり方についても検討が必要です。

若年層における自殺予防の取組は、自己肯定感の醸成、ストレスへの対処方法を身につける取組、インターネットの活用を含めて、こころの健康を支援する環境整備とこころの健康づくりを、教育分野等と連携しながら推進する必要があります。また、青年期から中高年以降は、雇用問題、経済・生活問題を原因・動機とする自殺が増加することから、経済労働分野と連携した取組が必要です。高齢層については健康問題を原因・理由とする自殺が多く、身体の病気への不安とともに孤独感を抱え込まないよう、地域における見守りの推進等を見据えた取組が必要です。

3 地域の実態に応じた自殺対策の推進

本市は、7つの行政区を七色の虹に例えるように、各地域に特徴があります。自殺の実態にもそれぞれの特徴があり、地域の状況も、時間とともに変化していくため、自殺の事例分析を含めて、実態分析を充実させ、強化していく必要があります。そしてその成果を地域に応じた対策とつなぎ、全ての地域住民を対象にした地域包括ケアシステムの構築と結びつけた、市民の困りごとを解決する各種相談事業の充実や、区レベルでの市民や関係する組織・機関が連携する仕組みづくり、民間団体の活動支援や協働等に役立てていくことが必要です。

また、近年物価高騰等の社会経済的な影響が懸念されており、自殺対策を取り巻く社会状況の変化を注視し、それを踏まえた対策を推進していく必要があります。さらに、コロナ禍において、自殺対策の取組に影響を受けている状況が長期化しています。その長期的な影響についても把握・分析をし、自殺対策の強化を進めていく必要があります。

4 多様性を尊重し、共に支え合える組織づくり、地域づくり

ひとりでは解決できない困りごとを抱え込まずに助けを求めるためには、社会の中に個々人の居場所がある感覚を持てる環境づくりが必要です。誰もが孤立しないよう、マイノリティの方への支援や地域の理解が得られる土壌づくり、様々な支援制度を含めた組織づくり、地域づくりを進めることは、誰もが自殺に追い込まれない社会づくりに重要です。これは、障害のある人が生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除き、課題に立ち向かい、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念とした「かわさきパラムーブメント」ともつながるものです。

また、共に支え合える地域づくりの一環として、地域の中でメンタルヘルスの問題を抱える方に対して、住民同士による支援や専門家への相談につなげる取組等も求められています。

5 支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成

早期の段階で「困っている人」に気づき、悩みを聴き、必要に応じて専門相談機関へつなぐ「ゲートキーパー」の役割が自殺予防においては重要であり、より身近な支援者としての市民や相談機関の職員に、ゲートキーパーの役割を理解し、その役割を担ってもらうことが必要です。特に相談支援に携わる職員においては、日々の相談支援の中に自殺予防や遺族支援等の視点を取り入れられるよう人材育成を進めていく必要があります。また、ゲートキーパー養成後の関わり等について実態把握を行い、必要に応じたフォローアップの機会等、ゲートキーパーが効果的な役割を果たしていけるよう検討が必要です。また、自殺のリスクの高い人には連携して支援を提供することが重要であり、連携支援やコーディネートを行うことのできる人材育成もさらに進めていく必要があります。

6 自殺と精神保健の問題へのスティグマの減少

自殺と精神保健の問題へのスティグマ(他者や社会による差別や不利益)は、ひとりでは解決できない困りごとを抱え込んだ市民が援助を受ける際の大きな障壁となります。自殺と精神保健の問題に対する偏見や拒絶的な態度もスティグマとつながり、医療や社会的支援を受けない要因になります。スティグマを無くしていくためには、自殺は誰にでも起こりうることでありという認識や、自殺の事例分析を踏まえた正しい理解の促進、精神疾患についての正しい知識や理解を深めていくことが必要です。また、スティグマにさらされると自己の能力に対する自信を喪失して、自分自身の行動を制限してしまうことが起こります。自殺や精神保健の問題を身近に経験し、スティグマの問題を体験した市民とも協力しながら、職域、学校、地域等におけるこころの健康の啓発について、オンラインの手法等も引き続き活用しながら推進し、スティグマの減少を図ることが必要です。

7 地域精神医療体制の確保

自殺に至る直前には何らかの精神疾患を抱えていることが多いため、自殺予防には、精神科医療が果たす役割は大きいと言えます。身近な地域で適切な相談支援や精神科医療が受けられるよう、地域での相談診療体制の充実や、かかりつけ医によるうつ病等への対応力の向上などが必要です。また、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化に伴う対応についても、市民が必要な時に必要な精神科医療が受けられる体制を確保することも重要です。さらに、地域精神医療体制の現状や課題について、行政等を含めた関係機関と地域の精神科医療機関の間で共有する場を設定する等、連携支援のネットワーク構築が求められています。

第5章 計画の目標

<第4次川崎市自殺対策総合推進計画における目標>

定量的な目標

厚生労働省人口動態統計における自殺死亡率について、第2次計画及び第3次計画期間の6年間（平成30（2018）年－令和5（2023）年）のうち、確定している期間（平成30（2018）年－令和4（2022）年）の自殺死亡率の平均14.2を基準として、計画期間を含む6年間（令和6（2024）年－令和11（2029）年）の平均を5%以上減少（13.5未満）することを目指します。

定性的な目標

全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図ります。

第3次計画では、定量的な目標として、「厚生労働省人口動態統計における自殺死亡率について、過去3年間（平成29（2017）年－令和元（2019）年）の平均14.2を基準として、計画期間を含む3年間（令和3（2021）年－令和5（2023）年）の平均を5%以上減少（13.5未満）することを目指します。」と設定するとともに、定性的な目標として、「自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図ります。」と設定し、自殺対策の推進に取り組んできました。

第4次計画では、自殺の現状やこれまでの取組の経過等を踏まえ、第3次計画同様に定量的な目標及び定性的な目標の2つを設定します。定量的な目標については、第4次計画においては、計画期間が6年かつ、自殺死亡率単年での変動が大きいことから、第2次計画及び第3次計画期間の6年間（平成30（2018）年－令和5（2023）年）のうち、確定している期間（平成30（2018）年－令和4（2022）年）の自殺死亡率の平均14.2を基準として、計画期間を含む6年間（令和6（2024）年－令和11（2029）年）の平均を5%以上減少（13.5未満）することを目指します。計画の3年目には、自殺の状況、川崎市こころの健康に関する意識調査及び計画を取り巻く社会状況の変化等を見据え、定量的目標の中間見直しを行います。なお、7つの行政区によって自殺死亡率の推移が異なることから、各区の自殺死亡率の推移も観察対象とします。

また、本市の自殺対策は、地域包括ケアシステムの中で、自殺の危険因子を少なくし、保護因子を増やす取組を進め、各ライフステージにおいて、総合的な取組を進めていくこととしています。第2次計画より、定量的な目標の達成だけでなく、定性的な目標として、「自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図ります。」を掲げ、自殺対策の推進に取り組んできました。

第2次計画期間の年次報告書（川崎市自殺対策の推進に関する報告書）から取組項目実施状況報告書の様式を変更し、必要性・有効性・効率性を確認の上、課題を的確に把握し、改善が可能なように整

理を行い、第3次計画においても、第2次計画と同様の定性的目標とし、総合的な自殺対策に取り組んできました。また、各種統計分析の実施や川崎市自殺対策評価委員会における評価など、自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠に基づく取組は定着したほか、計画全体の進捗及び成果を的確に把握するため、「目的・目標の達成に向けた課題」、「今後の取組の改善の方向性」、「主要指標の設定」を各取組項目実施状況報告書に取り入れることにより、必要性・有効性・効率性に基づく取組手法を一定確立しました。第4次計画においても同様の手法を活用しながら、全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組をバランスよく進め、総合的な自殺対策の推進を図ります。

第6章 基本方針・施策体系

基本理念、計画の目標の実現のために、3つの基本方針を掲げ、条例第9条第1項に規定された9つの事項に関して必要な取組を進めることとします。

方針1 自殺の実情を知る

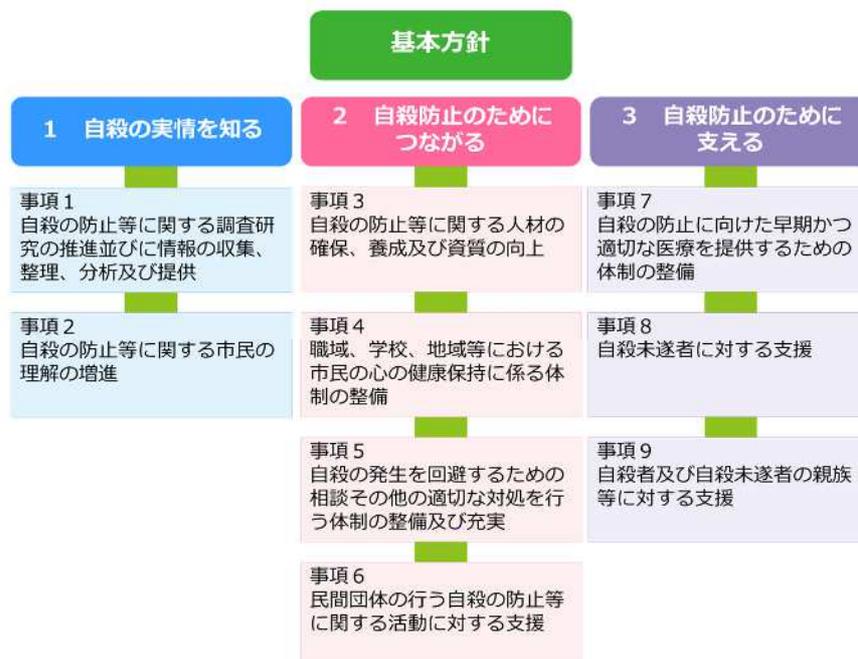
- 事項1 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第1号に掲げる事項)
- 事項2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第2号に掲げる事項)

方針2 自殺防止のためにつながる

- 事項3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第3号に掲げる事項)
- 事項4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第4号に掲げる事項)
- 事項5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第6号に掲げる事項)
- 事項6 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第9号に掲げる事項)

方針3 自殺防止のために支える

- 事項7 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第5号に掲げる事項)
- 事項8 自殺未遂者に対する支援
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第7号に掲げる事項)
- 事項9 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第8号に掲げる事項)



第7章 取組項目

本計画では、大きく3つの施策（重点・基本・関連）に分けて、自殺予防のサポートにおける介入戦略に沿った取組を進めます。

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

① 取組番号

② 施策分類…各取組を重点施策・基本施策・関連施策の3つに分類

＜重点施策＞

川崎市の現状や主要な課題を踏まえ、特に力を入れて取り組むべきものや強化すべき施策

＜基本施策＞

川崎市における自殺対策を総合的に進めていく中で、継続的に取り組んでいく必要がある施策

＜関連施策＞

川崎市における様々な事業のうち、直接的に自殺対策につながらなくとも重点施策や基本施策の取組を進める上で補完の役割等を担っている施策

③ 介入戦略…自殺予防のサポートにおける介入戦略ごとに分類

＜全体的予防介入＞

リスクの度合いを問わず全ての人を対象とし、サポートを受けることへの障壁を取り除いたり、自殺の手段に近づきにくくしたりする取組を「地域づくり」として進めるもの

＜選択的予防介入＞

地域のサポートを強化する取組を、「地域づくり」や「個人の生活を守る取組」として進めるもの

＜個別的予防介入＞

自殺の危険が迫った個人へのサポート、「個人の生活を守る取組」として進めるもの

④ 取組名称

⑤ 取組内容・主要指標

※主要指標…取組項目を構成する事業において、各年度の事業の経過や効果を把握するうえで重要と考えられる指標

⑥ 対応する主要な課題…取組の対応する、本計画における主要な課題

1	自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実	5	支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成
2	ライフステージ別の対策の推進	6	自殺と精神保健の問題へのスティグマの減少
3	地域の実態に応じた自殺対策の推進	7	地域精神医療体制の確保
4	多様性を尊重し、共に支え合える組織づくり、地域づくり		

⑦ 主要所管課

方針 1 自殺の実情を知る

事項 1 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
1	重点	全体	自殺対策に関する調査研究	<p>川崎市における自殺の実態把握のため、厚生労働省人口動態統計や警察庁自殺統計を用いた分析を行います。</p> <p>また、地域の関係機関と協働した自殺未遂者等の実態把握や、こころの健康に関する意識調査、自死と遺族支援のための事例調査に取り組みます。</p> <p>【主要指標】</p> <p>①厚生労働省人口動態統計を用いた統計分析の実施 (目標：実施する)</p> <p>②警察庁自殺統計を用いた統計分析の実施 (目標：実施する)</p>	1	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
2	基本	全体	自殺対策に関する情報提供	<p>川崎市における自殺の現状や自殺対策の取組について、ホームページ等に掲載するとともに、広く情報提供を行います。また、毎年度、川崎市自殺対策の推進に関する報告書を作成し、公表します</p> <p>【主要指標】</p> <p>川崎市自殺対策の推進に関する報告書の発行 (目標：発行する)</p>	1、6	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 精神保健課

事項 2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する主要な課題	主要所管課
3	重点	全体	自殺予防に関する普及啓発事業	<p>世界自殺予防デー、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を中心に、様々な広報媒体を通して、自殺予防対策推進キャラクター「うさっぴー」を活用した普及啓発活動を実施します。</p> <p>また、自殺に関する知識の普及や理解の促進を目的に講演会等の実施や、メンタルヘルスや自殺予防に関する相談機関に関するリーフレット等を作成し、関係機関や団体と連携し、周知を進めます。</p> <p>加えて、メンタルヘルスの課題を抱える方に対して、家族や友人、同僚など身近な人が傾聴を中心とした支援を行い、住民相互の支え合いや専門家への相談につなげる「心のサポーター」を養成します。</p> <p>【主要指標】</p> <p>①自殺予防週間における普及啓発物の配布(目標：3,000個/年)</p> <p>◆自殺予防週間における普及啓発物の配布(目標：18,000個/6年間)</p> <p>②市民向け講演会の実施(目標：1回以上/年)</p> <p>◆市民向け講演会の実施(目標：6回以上/6年間)</p> <p>③心のサポーター養成研修の開催(目標：2回/年)</p> <p>◆心のサポーター養成研修の開催(目標：12回/6年間)</p>	4、6	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
4	基本	全体	産業保健分野への普及啓発	<p>市内企業向け広報誌「かわさき労働情報」にメンタルヘルスや労働相談等に関する記事を掲載します。</p> <p>【主要指標】</p> <p>「かわさき労働情報」へのこころの健康に関する記事の掲載(目標：2回/年)</p>	6	経済労働局 労働雇用部
5	基本	全体	かわさき健康づくり・食育プラン関連事業	<p>十分な睡眠の確保や健康的なストレスの解消方法、適正飲酒等、こころの健康について、健康教育やラジオ放送等を通じて、普及啓発活動を行います。</p> <p>【主要指標】</p> <p>川崎市健康及び食育意識実態調査における割合</p> <p>①よく眠れる人の増加(目標：84.1%)</p> <p>②ストレス対処方法がある人の増加(目標：87.4%)</p>	6	健康福祉局 健康増進担当

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する主要な課題	主要所管課
6	基本	全体	「いのち、こころの教育」の推進	自己肯定感の醸成や他者の尊重、相互の助け合いの姿勢を育むことを目的に、道徳教育の充実、体験活動等のいのちに触れる活動を展開します。 【主要指標】 全国学力・学習状況調査における割合 ①「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合 (目標：小学校6年生 83.0%以上・中学校3年生 77.0%以上) ②「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合 (目標：小学校6年生 97.0%以上・中学校3年生 95.0%以上)	2	教育委員会 事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課

方針2 自殺防止のためにつながる

事項3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する主要な課題	主要所管課
7	重点	全体	ゲートキーパーの養成	行政・民間等を問わず、様々な分野においてゲートキーパーの養成を行います。また、ゲートキーパー養成に必要な研修資材の開発と効果検証を進めます。 【主要指標】 ゲートキーパー養成数(目標：1,000人/年) ◆ゲートキーパー養成数(目標：6,000人/6年間)	5	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
8	重点	選択	保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修	市職員や地域の医療機関、相談機関従事者を対象に、自殺対策の基礎知識や相談技術、連携支援に関する研修や事例検討会を実施します。 【主要指標】 研修参加者数(目標：200人/年) ◆研修参加者数(目標：1,200人/6年間)	5	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
9	重点	全体	自殺対策に関連する市職員の人材育成	ゲートキーパー養成をはじめ、自殺予防に関する研修等を実施します。また、ゲートキーパー養成の指導者の育成も進めます。 【主要指標】 研修等参加者数(目標：500人/年) ◆研修参加者数(目標：3,000人/6年間)	5	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
10	基本	選択	かかりつけ 医うつ病対 応力向上研 修	内科等の地域医療機関の医師を対象に、うつ病等に関する研修を実施し、自殺の危険の高い人の早期発見・早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応と連携を図るための研修を実施します。 【主要指標】 研修参加者数(目標：300人/年) ※神奈川県、横浜市、相模原市開催分含む	5、7	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
11	重点	全体	児童・思春期の精神保健対策	児童・思春期の精神保健に関して、電話相談による相談支援を行います。また、教職員、児童・生徒を対象に思春期の精神保健や自殺予防をテーマとした出前講座を実施や、教職員や児童相談機関職員を対象とした児童・思春期のメンタルヘルスに関する研修会等を開催します。 【主要指標】 ①学校出前講座(教職員等対象)の実施校数(目標：5校/年) ◆学校出前講座(教職員等対象)の実施校数(目標：30校/6年間) ②学校出前講座(児童・生徒等対象)の実施校数(目標：5校/年) ◆学校出前講座(児童・生徒等対象)の実施校数(目標：30校/6年間) ③思春期精神保健電話相談 年間相談件数 ④児童・思春期精神保健研修会等への参加者数(目標：30人/年)	2、5	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
12	基本	選択	母子保健事業における人材育成研修	母子保健事業に従事する職員に対し、産後うつ等、周産期の母親への相談支援に係る研修を実施します。 【主要指標】 ①研修の理解度(目標：研修内容について十分理解できた・理解できたの割合が90%以上) ②研修内容の活用可能性(目標：十分生かせそう、生かせそうの割合が90%以上)	2、5	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当
13	基本	選択	児童分野における精神保健等に関する包括的研修	児童相談所職員、児童養護施設職員等に対して、遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修を実施します。 【主要指標】 ①研修参加者数(目標：60人/年) ②研修開催回数(目標：2回/年)	2、5	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当
14	基本	全体	教職員の資質向上	多様性を認め、自己肯定感を高める教育活動推進のため、ライフステージ研修や人権尊重教育推進担当者研修を通じた、教職員の人材育成を行います。 【主要指標】 ①ライフステージに応じた研修の年間開催数(目標：取組の推進) ②人権尊重教育推進担当者研修(目標：4回/年)	4、5	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
15	基本	選択	教職員向け心の健康相談支援事業	児童生徒の心の健康問題に対処するために、学校の必要に応じて精神科専門医の学校訪問を実施し、医学的な指導助言を行うことで、養護教諭等が実施する健康相談に対する支援等を行います。また、講演会等を学校関係者を対象に実施し、心の健康教育に関連した情報提供等を行います。 【主要指標】 講演会の実施(目標：1回/年)	2、5	教育委員会 事務局 健康教育課
16	基本	選択	緩和ケア研修会の開催	地域の医師及び医療従事者向けに、がん医療における患者とのコミュニケーションの取り方や、患者及び家族の精神症状に対するケア等についての研修を実施します。 【主要指標】 ①緩和ケア研修会の開催回数(目標：川崎病院1回/年・井田病院1回/年) ②緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会の開催回数(目標：井田病院5回/年)	5、7	病院局 経営企画室

事項4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
17	重点	個別	こころの電話相談	市民を対象とした、こころの健康や病気に関する電話相談を実施します。 【主要指標】 自殺関連の相談で望ましい終結に至った割合 (目標：90%以上)	4	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
18	重点	選択・個別	各区役所における精神保健相談	各区役所地域みまもり支援センターにて、専門職による精神保健福祉相談や精神科嘱託医による精神保健相談を実施し、市民の心の健康の保持及び増進を図ります。 【主要指標】 ①精神保健福祉相談の相談・指導等の年間件数 ②精神科医による一般及び高齢者精神保健福祉相談の年間件数	3、4	健康福祉局 精神保健課

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
19	基本	全体	心のバリアフリーに向けた取組	<p>お互いを尊重しながら、共に支え合う自立と共生の地域社会を目指し、ダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(さまざまな人が社会のなかで自分らしく混ざり合えること)の地域社会の実現に向けた全市民的意識の醸成(心のバリアフリー)に向けた取組を推進します。</p> <p>【主要指標】 かわさきパラムーブメントの理念浸透に向けたイベント等の開催(目標：6回/年)</p>	4	市民文化局 パラムーブメント推進担当
20	基本	選択	職場でのメンタルヘルス対策の推進	<p>働く人の心身の健康づくりを目的に、関係機関と連携し、企業の健康保険担当者や労務担当者等を対象とした研修会や労働関係広報誌を活用し、相談先を含めた情報発信を行います。</p> <p>【主要指標】 ①職場の安全・安心セミナー参加者数(目標：80人/年) ②各関連団体での普及啓発(目標：2回/年)</p>	2、6	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 健康増進担当
21	基本	選択	依存症への対策	<p>アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症について、早期発見・早期治療・回復のため、普及啓発と相談支援を行います。</p> <p>【主要指標】 ①こころの健康課における依存症関連相談件数 ②認知行動療法的プログラムへの参加者数</p>	3、4	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 精神保健課
22	基本	個別	ひきこもり地域支援事業	<p>ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援を関係機関と連携を図りながら実施します。また、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援が提供できるよう関係機関との支援ネットワークを構築します。</p> <p>【主要指標】 ①ひきこもり地域支援センターで対応したひきこもりに関する相談件数 ②ひきこもり支援ネットワークへの参画機関数(目標：30機関/年)</p>	3、4	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
23	基本	個別	心神喪失者等医療観察法への対策	<p>心神喪失者等医療観察法の対象者について、保護観察所、医療機関等との連携により、退院、退所後における生活環境の調整を行う心神喪失者等地域移行支援事業を実施します。</p> <p>【主要指標】 ①ケア会議の年間開催回数 ②訪問支援年間回数</p>	3、4	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 精神保健課

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
24	基本	全体	一般介護予防事業	いきがいや介護予防、閉じこもり防止につながることを目的に、介護予防教室や地域での介護予防活動の育成・支援を行います。 【主要指標】 健康であると感じている高齢者の増加 (目標：77.2%)	2、4	健康福祉局 健康増進担当 地域包括ケア推進室
25	基本	選択	がん患者やその家族への支援の取組	がん患者やその家族が抱えている不安や悩みの軽減や解消につながるよう、支援情報の提供や、患者とその家族、または患者同士が語り合う場の提供等を行います。 【主要指標】 がんサロンの開催回数(目標：川崎病院 12回/年・井田病院 23回/年)	3、4	病院局 経営企画室
26	基本	選択・個別	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	保護者や子どもの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進されるよう、相談支援や地域のサポート資源の情報提供、遺児支援等を実施します。 【主要指標】 ①学校巡回カウンセラー派遣回数及び年間相談人数 ②スクールソーシャルワーカー派遣回数及び年間相談人数	1、2	教育委員会 事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課
27	基本	全体	川崎市職員メンタルヘルス対策	川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画をもとに、ストレスチェックや職員保健相談等のメンタルヘルス対策事業、セルフケア研修等の各種研修、予防から再発防止までの療養支援を実施します。 【主要指標】 ①ストレスチェック受検率の向上 (目標：令和6年度94.8%、令和7年度95.0%) ②メンタルヘルス不調による長期療養者の割合 (目標：1.61%以下/年) ③新規採用職員面接の実施率の向上 (目標：令和6年度99.6%、令和7年度100%) ④復職者における個別支援計画の作成率の向上 (目標：令和6年度100%、令和7年度100%)	2、6	総務企画局 労務厚生課

事項 5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実

取組番号	施策内分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
28	重点	全体	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進	川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議において、地域の関係機関及び団体との情報交換等を通じ、連携体制を整備します。また、かながわ自殺対策会議や九都県市自殺対策キャンペーン連絡会議を近隣都市とともに開催し、連携した取組を進めます。 【主要指標】 ①川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議の開催回数(目標：2回/年) ②近隣都市との自殺対策関係会議への参加(目標：2回/年)	3、4	健康福祉局 精神保健課 総合リハビリテーション推進センター
29	基本	選択	市民相談の実施	区役所にて市内に在住・在勤・在学の方を対象に相談の総合案内や日常生活相談に応じます。また、弁護士、司法書士等が成年後見や労働相談、税務相談等、専門知識が必要な相談に応じるほか、人権侵害の相談は、人権擁護委員が相談に応じます。 【主要指標】 市民相談年間件数	3、4	市民文化局 市民活動推進課
30	基本	選択	人権関連事業	人権意識の普及や協働・連携による取組として、かわさき人権フェアや性的マイノリティの理解促進に関するイベントの開催や、人権に関する問題などについて、人権相談専門調査員が相談に応じます(かわさき人権相談)。 【主要指標】 ①かわさき人権フェア等への参加者数(目標：560人/年) ②企業向けLGBTセミナーの参加企業数(目標：18社/年)	3、4	市民文化局 人権・男女共同参画室
31	基本	選択	男女共同参画センターにおける総合相談	男女共同参画センターにて、女性のための総合相談として電話相談及び面接相談を実施し、女性相談員がこころとからだ、人間関係、働き方等の相談に応じます。また、男性のための電話相談として、男性相談員が、こころとからだ、人間関係、働き方等の相談に応じます。 【主要指標】 男女共同参画センターにおける年間相談件数	3、4	市民文化局 人権・男女共同参画室
32	基本	選択	外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター)	国際交流センターにて、外国人窓口相談を実施し、日常生活における困りごと等の総合相談を、多言語により実施します。 【主要指標】 外国人窓口相談件数	3、4	市民文化局 多文化共生推進課

取組番号	施策円分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
33	基本	選択	犯罪被害者等への相談・支援	川崎市犯罪被害者等支援相談窓口において、犯罪被害者等を対象に、様々な不安や問題などに対応し、必要な情報を提供しつつ、関係機関と連絡調整しながら、相談・支援を実施します。 【主要指標】 犯罪被害者等支援相談窓口における相談件数	3、4	市民文化局 地域安全推進課
34	基本	選択	労働相談の実施	区役所に労働に関する相談窓口を設置し、社会保険労務士による労働相談を行います。また、神奈川県との共催により、弁護士労働相談と街頭労働相談会を開催します。 【主要指標】 労働相談年間件数	2、3	経済労働局 雇用労働部
35	基本	選択	コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)	働くことに不安や悩みを抱える15歳～49歳までの若年無業者等で、就職を目標とする方を対象に、カウンセリングや職業・職場体験など職業的自立に向けた支援を実施します。 【主要指標】 職場体験の実施数(目標：40回/年)	2、3	経済労働局 雇用労働部
36	基本	選択	キャリアサポートかわさき	川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」にて、就職や転職等に関する個別相談や、求人紹介、就職準備セミナー、就職活動にあたっての臨床心理士によるカウンセリング等を実施します。 【主要指標】 キャリアサポートかわさきにおける就職決定者数(目標：495人/年)	2、3	経済労働局 労働雇用部
37	基本	選択	多重債務を含む消費生活相談	多重債務や消費者トラブルに関して、専門相談員が電話や面接での相談を実施し、助言や関係機関を紹介します。弁護士・司法書士等による多重債務者特別相談会も必要に応じて開催します。 【主要指標】 多重債務に関する消費生活相談年間件数	3、4	経済労働局 消費者行政センター
38	基本	選択	生活困窮者への支援	川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)にて、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却し、社会的経済的に自立するため、状況に応じた包括的な相談支援を実施します。 【主要指標】 ①川崎市生活自立・仕事相談センターへの新規相談申込者数(目標：1,500人/年) ②川崎市生活自立・仕事相談センターでの就労支援対象者のうち、就職決定者の割合(目標：75.0%/年) ③川崎市生活自立・仕事相談センターの支援を通じて状況が改善した割合(目標：74.5%(令和6年度)、75.0%(令和7年度))	3、4	健康福祉局 生活保護・自立支援室

取組番号	施策円分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
39	基本	選択	生活保護制度による支援	生活保護法に基づき、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、地区担当員による生活状況の把握と支援、学習支援や就労支援等を通じて、自立支援を行います。 【主要指標】 ①生活保護年間相談件数 ②学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率(目標：100%/年)	3、4	健康福祉局 生活保護・自立支援室
40	基本	選択	認知症の人の介護者への支援	各区地域みまもり支援センターにおいて、認知症の方の家族を対象に相談や家族介護教室を実施します。また、地域包括支援センターや認知症コールセンターが認知症介護者からの相談に応じます。 【主要指標】 コールセンターによる年間相談件数	2、3	健康福祉局 地域包括ケア推進室
41	基本	選択	介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者等の多様な生活ニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含めた多様なサービスを実施します。 【主要指標】 介護予防・生活支援サービス利用件数 (目標：152,396件)	2、3	健康福祉局 介護保険課 地域包括ケア推進室
42	基本	選択	地域見守りネットワーク事業	地域住民と接することの多い民間事業者等と連携し、日頃から周囲を気にかけて、要援護者を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守りのための体制を構築します。 【主要指標】 協力事業者数(目標：81社以上) ※目標は令和6年度時点	2、4	健康福祉局 高齢者在宅サービス課 地域包括ケア推進室
43	基本	全体・選択	障害を理由とする差別解消の推進	お互いを尊重しながら共に支えあう自立と共生の地域社会を目指し、障害者施策を推進し、また、差別のない「自立と共生の地域社会づくり」の取組を推進します。 【主要指標】 障害者差別解消支援地域協議会の開催回数 (目標：1回/年)	4	健康福祉局 障害計画課
44	基本	選択	障害者に対する相談支援事業	障害者相談支援センターにて、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方及びその家族への相談を実施します。 【主要指標】 地域相談支援センターにおける年間相談件数	3、4	健康福祉局 地域包括ケア推進室

取組番号	施策区分	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
45	基本	選択	障害者の地域生活支援の充実	短期入所や支援ネットワークのコーディネート機能等を提供する地域生活支援拠点等機能や各種支援事業所などを活用し、障害者の地域生活を支援する体制を整備します。 【主要指標】 ①短期入所利用者数(目標：748人/月) ②生活介護利用者数(目標：3,023人/月) ※①～②の目標は令和8年度時点	4、5	健康福祉局 障害計画課
46	基本	選択	地域移行・地域定着支援事業	保健・医療・福祉関係者による協議の場を開催し、当事者や精神科病院、障害者相談支援センターなどの支援機関等と協議を行いながら、精神障害者の地域移行及び地域定着のための取組を推進します。 【主要指標】 ①精神障害者の地域移行支援数(目標：61人/年) ②保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催数(目標：6回/年)	4、5	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 精神保健課
47	基本	選択	障害特性を踏まえた就労マッチング事業	情報共有や事例検討等を通じた就労支援スキルを強化する場を設置するなど就労支援ネットワークを構築します。また、職場定着機能強化のため、就労継続に向けた支援の仕組みの構築や自らの特性を理解するための「セルフケア」を重視した支援手法やツールの普及啓発等を実施します。 【主要指標】 就労支援ネットワーク会議の開催(目標：3回/年)	2、4、5	健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課
48	基本	選択	川崎市妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援を提供し、子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的に、妊産婦等からの電話相談や両親学級の開催等通して、相談支援を実施します。 【主要指標】 ①母子保健年間相談件数 ②妊娠・出産 SOS 年間相談件数 ③産後ケア事業利用者数(目標：2,450人/年)	2、3	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当
49	基本	選択	産婦健康診査事業	産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の補助を行い、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。 【主要指標】 産婦健康診査の助成件数(目標：取組の推進)	2	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当

取組番号	施策区分	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
50	基本	選択	子どもや保護者等への相談支援	各児童相談所や各区役所地域みまもり支援センター、各地区健康福祉ステーションにおいて、18歳未満の子どもやその保護者等が抱える悩みなどに関して相談支援を行います。 【主要指標】 ①児童相談所における年間相談件数 ②区役所における相談件数	2、3	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当
51	基本	選択	子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援	子ども本人や家族等からの様々な悩みや困りごとに対応するため、児童相談所虐待対応ダイヤル189、川崎市児童虐待防止センター、児童・青少年電話相談、かながわ子ども家庭110番相談LINEによる相談支援を実施します。 【主要指標】 ①児童・青少年電話相談年間相談件数 ②かながわ子ども家庭110番相談LINE年間相談件数	2、3	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当
52	基本	選択	社会的養護の子どもの自立支援	里親家庭や児童養護施設等に措置された児童が、施設退所後も相談支援を受けることができる体制を確保するなど、自立支援に取り組みます。 【主要指標】 社会的養護自立支援事業に基づく年間の支援者数	2、3	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当
53	基本	選択	困難を抱える女性への相談支援	様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施します。 【主要指標】 ①女性相談の件数 ②DV相談支援センターの相談件数	2、3	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当
54	基本	選択	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもの心身の健やかな成長を促進することを目的として、経済的支援をはじめ、生活・子育て支援、就業支援等ひとり親家庭の自立に向けて、多方面からの総合的な支援施策を実施します。 【主要指標】 ①生活相談件数 ②就労相談件数 ③ひとり親家庭が各種支援により就労につながった割合(目標：80%)	3、4	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当
55	基本	全体	「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の推進	かわさき共生＊共育プログラムにおいて、年1回、自分自身の心を見つめ、「こころの痛み」について考え、SOSの出し方を知るエクササイズに取り組みます。 【主要指標】 担当者会議の実施(2回/年)	2、6	教育委員会事務局教育政策室 総合教育センター 指導課

取組番号	施策円分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
56	基本	選択	児童支援活動の推進	小学校において、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童に対して、ニーズに応じた支援体制を構築し、早期に適切な支援を実施します。 【主要指標】 ①支援の必要な児童の課題改善率(目標：97.0%以上) ②支援の必要な児童に対する支援の未実施率(目標：0%) ※目標値は毎年12月時点のもの	2、3	教育委員会 事務局 指導課 支援教育課
57	基本	選択	子ども専用・24時間子供SOS電話相談	学校でのさまざまな問題についての子ども専用電話相談を実施します。また、いじめ問題等についての24時間子供SOS電話相談を実施します。 【主要指標】 ①電話相談(教育一般)・子ども専用電話年間相談件数 ②24時間子供SOS電話年間相談件数	2、3	教育委員会 事務局 総合教育センター
58	基本	選択	川崎市立学校インターネット問題相談	子どものネット、携帯電話等のトラブルについて電話・メール相談を実施します。 【主要指標】 電話・メール相談年間件数	2、3	教育委員会 事務局 総合教育センター
59	基本	選択	人権オンブズパーソンによる相談等の実施	子どもの権利の侵害(いじめ、友だち関係、学校の対応の問題など)や男女平等にかかわる人権の侵害(DV、セクハラなど)について、相談や救済の申立ての受付を行います。 【主要指標】 ①子どもの権利の侵害に関する新規相談件数(年間) ②男女平等にかかわる人権の侵害に関する新規相談件数(年間)	3、4	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当
60	関連	選択	中小企業者等の融資相談	経済状況の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者等の相談に応じ、セーフティネット保証(中小企業信用保険法)の申請の受付、認定を行います。 【主要指標】 ①中小企業融資に関する相談件数(目標：750件/年) ②セーフティネット保証制度の認定件数	2	経済労働局 金融課
61	関連	全体	ホームドア等の設置支援	鉄道駅舎におけるホームからの転落防止等の安全対策であるホームドア等の整備を支援します。 【主要指標】 ホームドア整備番線数(目標：36番線以上(令和7年度))	3、4	まちづくり局 交通政策室

事項 6 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する主要な課題	主要所管課
62	基本	選択	自殺予防に関わる民間団体等への支援	<p>社会福祉法人川崎いのちの電話をはじめとする民間団体に対して、運営費等の補助や各種事業の広報協力等を行います。</p> <p>【主要指標】</p> <p>①川崎いのちの電話への年間相談件数 ②川崎いのちの電話における新規電話相談ボランティア認定者数(目標：10人/年) ③民間団体の各種事業の広報協力(目標：5回/年)</p>	1、3	健康福祉局 精神保健課 総合リハビリテーション推進センター

方針 3 自殺防止のために支える

事項 7 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する主要な課題	主要所管課
63	重点	個別	精神科医療体制の整備	<p>外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報について、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て24時間体制で実施します。また、措置入院となった方に対して、包括的かつ継続的な支援体制を整備します。</p> <p>【主要指標】</p> <p>①初期救急及び二次救急年間相談件数 ②三次救急年間通報件数 ③措置入院者の退院後支援計画年間作成数(目標：37件)</p>	7	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 精神保健課
64	基本	選択	災害時の精神保健と医療体制の整備	<p>災害時や社会状況の大きな変化で起こりうる市民の心身の反応等を想定し、関連研修への派遣を通して、対応する職員の育成を行うとともに、非常時における情報提供や相談支援体制の整備を行います。また、神奈川県、横浜市、相模原市と協働で、DPAT(災害派遣精神医療チーム)を整備し、災害時の被災者支援ならびに災害発生時被災地への派遣に対応します。</p> <p>【主要指標】</p> <p>①災害時におけるこころのケアに関連する研修等への市職員の派遣(目標：2人/年) ②かながわDPAT研修・訓練の開催(目標：2回/年)</p>	5、7	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 精神保健課

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
65	関連	個別	救急搬送体制の整備	自殺企図者を迅速かつ適切に救急医療機関へ搬送するための体制を整備します。 【主要指標】 ①自殺企図に関連した救急搬送年間件数 ②自殺企図に関連した救急搬送における応需不能件数	1	消防局 救急課

事項8 自殺未遂者に対する支援

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
66	重点	個別	自殺未遂者及びその家族への支援	自殺未遂の実態把握を行うとともに、自殺未遂者やその家族等に対する支援について、医療機関等の関係機関と連携体制を構築し、支援を行います。また、関係機関と連携した普及啓発連携体制におけるコーディネート機能を担う人材の養成を進めていきます。 【主要指標】 ①自殺未遂者支援事業に関連した関係機との連携会議の開催回数(目標：6回/年) ◆自殺未遂者支援事業に関連した関係機関との連携会議の開催回数(目標：36回/6年間) ②自殺未遂者支援に関する研修開催回数(目標：1回/年) ◆自殺未遂者支援に関する研修開催回数(目標：6回/6年間)	1	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター

事項9 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
67	重点	個別	自死遺族へのケアと情報提供	自死遺族同士の交流、わかちあいの場を開催または支援します。また、自死遺族支援リーフレットを作成し、関係機関と連携した普及啓発をすすめます。 ①わかちあいの会の開催数(目標6回/年) ◆わかちあいの会の開催数(目標36回/6年間) ②自死遺族支援に関する研修開催回数(目標1回/年) ◆自死遺族支援に関する研修開催回数(目標6回/6年間)	1	健康福祉局 精神保健課 総合リハビリテーション推進センター

取組番号	施策分類	介入戦略	取組名称	取組内容 主要指標 (『◆』は、計画最終年度(令和11年度)終了時点のもの)	対応する 主要な課題	主要所管課
68	基本	個別	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施	自死遺族が安心して相談できる専用電話窓口を開設し、専門研修を受講した相談員が対応できる体制を整備します。 【主要指標】 ①電話相談年間件数 ②専門研修開催回数(目標：1回/年) ◆専門研修開催回数(目標：6回/6年間)	1	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
69	基本	個別	児童相談所及び関係機関との連携による遺児支援	児童相談所における遺児に対するケアについて、関係機関と連携して支援を実施します。 【主要指標】 児童相談所における遺児関連の年間相談件数	1	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当
70	基本	選択・個別	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	保護者や子どもの不安や悩みが解消され、こころの健康の促進されるよう、相談支援や地域のサポート資源の情報提供、遺児支援等を実施します。 【主要指標】 ①学校巡回カウンセラー派遣回数及び年間相談人数 ②スクールソーシャルワーカー派遣回数及び年間相談人数	1、2	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課
71	基本	個別	身近に自死を経験した市職員等の支援	遺族、管理監督者、同僚向けのリーフレットの配布等による普及啓発を行うとともに、自死が発生した場合に関係部署へのケアを行います。 【主要指標】 年間相談支援件数	1	総務企画局 労務厚生課

第8章 推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、自殺に追い込まれている人が安心して生きられるよう、自殺を防ぐためには精神保健的な視点に止まらず、地域の多様な関係者が密接に連携する必要があります。

本市では、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議（以下「地域連携会議」という。）、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議（以下「庁内連携会議」という。）、川崎市自殺対策評価委員会（以下「評価委員会」という。）の3つの会議体を運営、連携させることで自殺対策を推進していきます。

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議

自殺対策に関わる法曹・医療等関係機関、民間団体、自死遺族等が共通認識を持ち、連携内容を確認、検討し、事業実施における実務担当者間の連携促進を目指します。

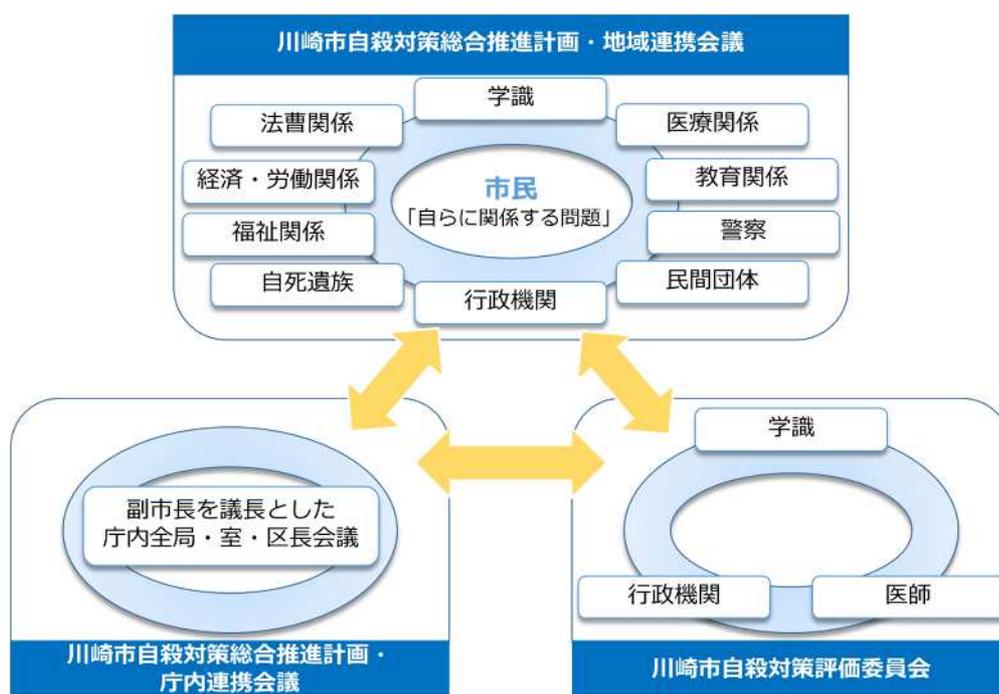
川崎市自殺対策評価委員会

川崎市自殺対策の推進に関する条例第12条に規定され、医療・保健・福祉の学識経験者、医師及び市職員等の委員により構成され、自殺の実態分析や、自殺対策事業及び施策の評価を行います。

川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議

副市長を議長とした庁内の全局・室・区長により構成され、各部署における実施体制の整備や地域の実態に応じた自殺対策の推進のため、共通認識をもとに総合的かつ多角的に連携し、施策及び事業の検討、推進を行います。

更に、3つの会議体は相互に連携し、庁内連携会議で検討された施策及び事業は各取組所管や地域連携会議の構成機関と共有され、共通認識のもとに取組を推進します。また、計画に基づき推進した取組を評価委員会へ報告し、施策や事業の進捗状況及び成果を確認の上、方向性や目標の見直し等を庁内連携会議、地域連携会議にフィードバックすることにより、総合的に自殺対策を推進します。



第9章 PDCAサイクルの実践に向けて

平成29(2017)年に「自殺総合対策大綱」の見直しが行われ、基本的認識に「地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する」が掲げられました。川崎市自殺対策総合推進計画では、従前からPDCAサイクルを活用した計画の推進を行ってきました。

本市では、条例第11条において、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び定量的な目標の達成状況について評価を行い、その結果及び本市における自殺の概要に関する「川崎市自殺対策の推進に関する報告書」(以下、「報告書」という。)を作成し、議会への提出と公表することが規定されています。

第2次川崎市自殺対策総合推進計画において、川崎市自殺対策評価委員会からの意見を受け、報告書における各取組項目の報告書様式の見直しを行いました。見直しでは、これまでの各取組項目における取組状況に加え、構成事務事業や予算額、主要指標とそれに対する課題と改善点を整理することとしました。これにより、各取組項目における成果と課題の整理を通じた、評価と改善の仕組みづくりに取り組みました。

第3次川崎市自殺対策総合推進計画では、第2次川崎市自殺対策総合推進計画での変更を踏まえ、定性的な目標に対する評価と改善をより進めるため、取組項目ごとに自殺予防のサポートにおける3つの介入戦略(全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入)、自殺予防における3段階(プリベンション(prevention)、インターベンション(intervention)、ポストベンション(postvention))を整理し、各取組項目における主要指標を位置付け、3年間の計画期間を通じたPDCAサイクルを推進しました。

第4次川崎市自殺対策総合推進計画においても、第3次川崎市自殺対策総合推進計画と同様にPDCAサイクルを推進していきます。年度ごとに各取組項目の進捗状況や目標の達成状況等について整理・確認するとともに、その結果を評価委員会において点検・評価し、方向性や目標の見直し等の改善点も含めて報告書へ取りまとめを行い、議会へ報告します。なお、定性的な目標に対する評価と改善については、引き続き検討を行うとともに、各取組項目の主要指標においては、各取組の成果が表せるよう、適宜必要な見直しを行っていきます。

